

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定等の申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

A 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		直接申請する場合	申請前に「登録住宅性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合
一戸建ての住宅		45,000円	6,000円
共同住宅 (※1)	5戸以内の共同住宅等	110,000円	12,000円
	5戸を超え、10戸以内の共同住宅等	170,000円	21,000円
	10戸を超え、30戸以内の共同住宅等	340,000円	31,000円
	30戸を超え、50戸以内の共同住宅等	600,000円	58,000円
	50戸を超え、100戸以内の共同住宅等	1,000,000円	99,000円
	100戸を超え、200戸以内の共同住宅等	1,900,000円	160,000円
	200戸を超え、300戸以内の共同住宅等	2,700,000円	200,000円
300戸を超える共同住宅等		3,400,000円	210,000円

※1共同住宅の認定は住戸単位となるため、1申請当たりの認定申請手数料は、棟単位の手数を、同時に申請する住戸数で除した金額となります。(100円未満は切り捨て)

B 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

[構造計算適合性判定が必要でない場合]

認定申請手数料	上記Aで算出した額 +【表1】の確認申請手数料の額……………(加算)
---------	---------------------------------------

[構造計算適合性判定が必要な場合]

認定申請手数料	上記Aで算出した額 +【表1】の確認申請手数料の額……………(加算) +【表2】の額……………(加算)
---------	---

(2) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

a 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

1棟の住戸の総数		1棟の変更認定申請手数料	
		直接申請する場合	申請前に「登録住宅性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合
一戸建ての住宅		22,500円	3,000円
共同住宅 (※2)	5戸以内の共同住宅等	55,000円	6,000円
	5戸を超え、10戸以内の共同住宅等	85,000円	10,500円
	10戸を超え、30戸以内の共同住宅等	170,000円	15,500円
	30戸を超え、50戸以内の共同住宅等	300,000円	29,000円
	50戸を超え、100戸以内の共同住宅等	500,000円	49,500円
	100戸を超え、200戸以内の共同住宅等	950,000円	80,000円
	200戸を超え、300戸以内の共同住宅等	1,350,000円	100,000円
300戸を超える共同住宅等		1,700,000円	105,000円

※2共同住宅の変更認定は住戸単位となるため、1申請当たりの変更認定申請手数料は、棟単位の手数を、既に認定を受けている住戸数で除した金額となります。(100円未満は切り捨て)

b) 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

[構造計算適合性判定が必要でない場合]

変更認定申請手数料	上記a)で算出した額 +【表1】の計画変更申請手数料の額を同時に申請する住戸数で除した額 (100円未満は切り捨て)……………(加算)
-----------	---

[構造計算適合性判定が必要な場合]

変更認定申請手数料	上記a)で算出した額 +【表1】の計画変更申請手数料の額+【表2】の額を同時に申請する住戸数 で除した額(100円未満は切り捨て)……………(加算)
-----------	--

(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

変更認定申請手数料	2,100円
-----------	--------

(4) 地位の承継の承認申請手数料

承認申請手数料	1,700円
---------	--------

【表1】認定申請に併せて、確認申請を申し出る場合の、認定申請手数料に加算する額

1. 建築物

床面積の合計	確認申請等手数料
30㎡以内のもの	10,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	18,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	28,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	36,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	66,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	93,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	160,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	280,000円
10,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	370,000円
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	460,000円
50,000㎡を超えるもの	900,000円

この表1において、床面積は、次に掲げる場合により(1)及び(2)に定める面積とし、敷地ごとに算定する。

- (1) 建築物を建築する場合((2)の場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

2. 建築設備・工作物

		確認申請等手数料	計画変更確認申請等手数料
建築設備	小荷物専用昇降機	8,000円	5,000円
	上記以外の建築設備	17,000円	10,000円
工作物		15,000円	9,000円

【表2】構造計算適合性判定が必要な場合の、認定申請手数料に加算する額

床面積の合計	認定プログラムによるもの	認定プログラム以外のプログラムによるもの
1,000㎡以内のもの	115,350円	166,800円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	143,700円	222,450円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	157,350円	255,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	199,350円	336,900円
50,000㎡を超えるもの	337,950円	619,350円

この表2において、床面積は、次に掲げる場合により(1)及び(2)に定める面積とし、一の建築物ごとに算定する。この場合において、2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

- (1) 建築物を建築する場合((2)の場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合当該計画の変更に係る部分を含めた建築物の床面積